

令和8年9月7日

新居浜商工会議所

会頭 白石 誠一 殿

新居浜警察署長

新居浜太鼓祭りにおける危険行為の禁止に関する要請

平素より警察行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新居浜太鼓祭りは、地域を代表する伝統行事として、市民の誇りでありまた、全国から注目される観光資源でもあります。

しかしながら、例年、一部において太鼓台同士の鉢合わせや乱闘といった、いわゆる「喧嘩祭り」と称される危険行為が発生し、市民・観客の安全を脅かし、重大な事故につながる恐れがあります。

これらの行為は決して伝統ではなく、違法行為であり、断じて容認できないものです。

つきましては、本来の祭礼を安全かつ平穩に実施するため、下記の事項を厳守いただき「平和運行の実現」に向けてご協力を強くお願い申し上げます。

記

1 鉢合わせ・乱闘等の危険行為の禁止

太鼓台同士の衝突、参加者同士の暴力行為は一切認められていません。

鉢合わせ等の危険行為への加担や挑発的な掛け声、威嚇行動、意図的な接近など、鉢合わせに至るおそれのある行為のほか、関係者による暴力行為を一切行わないこと。

2 平和運行の徹底

参加者全員が観客・市民の安全を最優先とし、威圧的・挑発的な行動を慎んでください。

祭りの熱気や興奮、飲酒などが重なることにより、トラブル発生リスクが高まることから、ルール・マナーの遵守に努めること。

3 企業・団体等による管理徹底

社員や構成員等が参加する場合、事前に十分な指導を行い、責任ある行動を徹底して下さい。

4 違反行為への厳正な対応

鉢合わせやかき夫同士の乱闘などの危険行為は、暴行罪、傷害罪、器物損壊罪等の刑事事件に該当し得る極めて危険な行為であり、警察としては、発生した場合には現行犯逮捕を含む厳正な法執行を行います。

新居浜太鼓祭りを「安全で誇れる伝統行事」として未来に継承するため、商工会議所関係者の皆さまのご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

担 当 新居浜警察署地域課 木岡

電話番号 0897-35-0110 (内線 290)